

浜松市スポーツイベント等開催事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、スポーツイベントによる地域活性化を図るため、競技団体等が浜松市内で開催するスポーツイベントに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競技団体等 競技の振興及び普及のために活動するスポーツ団体又は個人や、実行委員会などスポーツ大会を主催する任意の団体
- (2) 国際競技連盟 各競技について、世界各国のスポーツ団体を統括する団体であり、世界選手権などの国際的なスポーツ大会を主催する団体
- (3) 国内競技連盟 各競技について、日本国内のスポーツ団体を統括する団体であり、日本選手権などの全国規模の大会を主催する団体
- (4) 観客数 当該イベントにおいて実際に会場に会場に観戦したものの数
- (5) 海外参加者 当該イベントに参加する日本国籍以外の選手又はチーム
- (6) ナショナルチーム 国の代表として国際大会に参加を予定している選手団または個人選手及び監督、コーチに属するもの
- (7) プロスポーツチーム 各競技におけるプロリーグ等に出場する県外の選手団または個人選手及び監督、コーチに属するもの
- (8) 実業団 各競技における企業や組合の従業員で構成される県外の選手団またはそれに所属する個人選手及び監督、コーチに属するもの

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 競技団体等であること。
 - (2) 市税を完納していること。
 - (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役

又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体
(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、浜松市内で開催されるスポーツイベントのうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの(以下「補助事業」という。)とする。

- (1) 国際大会 海外参加者を招待して開催されるものであり、かつ国際競技連盟の主催又は公認を受けている大会
- (2) 全国大会 全国を対象として開催されるものであり、かつ国内競技連盟の主催若しくは公認の大会又は予選会の勝者による大会
- (3) その他大会 県外からの選手又はチームが全体の半数を超えて開催される大会
- (4) 合宿 市内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用し、市内宿泊を伴うナショナルチーム及びプロスポーツチーム、実業団の合宿

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (5) 国、県、その他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体及びこれに準じる国若しくは県の出資団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める方法により算出された額とする。

- (1) 国際大会、全国大会及びその他大会に関する補助事業は、当該イベントの参加者数又は参加するチーム数に別表2の金額を乗算の上、比較し、いずれか少ない金額を基本額とする。ただし、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限を別表2のとおりとする。
- (2) 現地会場における正確な観客数が報告できる国際大会又は全国大会においては別表3の金額を加算できるものとし、上限を別表2のとおりとする。
- (3) 国際大会に関する補助事業において海外参加者が参加者の半数以上を占める場合、前1号及び2号に定める基本額及び加算額の2倍の金額とできるものとし、上限を別表2のとおりとする。
- (4) 合宿に関する補助事業は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。なお、上限を別表4のとおりとする。

- 2 同一の事業に対して、本補助金を受けることができるのは、原則第7条の申請を行った年度から3年度（第7条の申請を行った年度を含む。）までとする。
- 3 その他市長が特に認める場合については、市と補助事業者との協議の上、補助金の額を定めることとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業を実施する30日前までに（4月に実施する事業については、補助金交付該年度の予算確定後速やかに）次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請の受付については、予算額に達したときをもって終了とする。

- （1）補助金交付申請書（第1号様式）
- （2）収支予算書（第2号様式）
- （3）納税義務者に対して給与の支払いをする者にあたっては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
- （4）その他（申請者の規約、大会要項、合宿企画書、参加者数のわかる書類、申請者の前年度収支決算書等）
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

（交付の決定及び条件）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
 - （1）補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
 - （2）看板やポスター、チラシ、ホームページ等に「浜松市スポーツイベント等開催事業費補助金交付事業」と表記すること。
 - （3）合宿に関する補助事業に当たっては、当該事業内において市長の認める市民との交流イベントを実施すること。
 - （4）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - （5）市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
 - （6）補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査及び経済波及効果等の調査に協力しなければならないこと。
 - （7）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - （8）規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(10) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）があったときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付変更申請書（第4号様式）

(2) 変更内容がわかる書類

2 市長は第1項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し、補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（第6号様式）

(2) 収支決算書（第7号様式）

(3) 補助事業を実施した状況がわかる写真

(4) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る）

(5) 補助事業の概要がわかる書類（ちらし、パンフレット、プログラム等）

(6) 参加者名がわかる書類

(7) 第6条第2号を適用する場合、現地会場における観客数がわかる書類

(8) 第4条第4号の合宿に関する補助事業の場合、宿泊証明書及び市民との交流がわかる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 補助事業の完了により当該事業に収益が生じる場合においては、前条第1項第2号の書類を市長に提出しなければならない。

(補助金額の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、請求書（第9号様式）により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規則又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 天変地異その他の事情により、補助事業が実施されなかったとき。

(4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、返還命令書（第11号様式）により、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第14条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(公表)

第15条 市長は、補助事業の概要その他第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年度までの補助金に適用する。

別表1（第5条関係）

該当事業	費目	内容
国際大会及び全国大会、その他大会	報償費	審判・運営スタッフ等への謝金、賞金等
	旅費	審判・運営スタッフ等への交通費、宿泊費等
	需用費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費等
	役務費	電話料、郵便料、保険料等
	委託料	運営・事務委託費等
	使用料及び賃借料	市内会場使用料、資機材等の借上げに要する経費等
	原材料費	事業実施のために必要な材料費等（消耗品に限る）
合宿	宿泊費	市内宿泊施設での宿泊費
	交通費	国内における移動に係る経費
	使用料及び賃借料	市内練習会場及び交流イベントに使用する会場使用料
	需用費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費
	管理運営費	合宿に係る管理経費、合宿運営に係る委託料

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 以下の経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 領収書または支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費（交通費等の実費弁償分を除く。）
 - (2) 飲食代（審判、運営スタッフ等の分を含む。宿泊費に含まれる場合はその限りでない。）
- 3 その他市長が必要があると認める経費

別表2（第6条関係）

イベント規模	区分	個人1人あたり	1チームあたり	上限額
国際大会	海外参加者	5,000円	50,000円	1,000,000円
	国内参加者	1,000円	10,000円	
全国大会	国内参加者	1,000円	10,000円	800,000円
その他大会				200,000円

備考

- 1 海外参加者及び国内参加者については、選手、監督、コーチ及びマネージャー等を対象とし、大会運営に係る審判及び運営スタッフ等は含まない。

別表3（第6条関係）

区分	観客の延べ数	加算額
国際大会	2,000人から2,999人まで	100,000円
	3,000人から4,999人まで	200,000円
	5,000人から6,999人まで	300,000円
	7,000人以上	400,000円
全国大会	2,000人から2,999人まで	50,000円
	3,000人から4,999人まで	100,000円
	5,000人から6,999人まで	150,000円
	7,000人以上	200,000円

備考

- 1 観客の延べ数の報告に当たってはチケットの半券数等の現地会場の正確な観客数が証明できる資料を実績報告に添付すること

別表4（第6条関係）

区分	上限額
ナショナルチーム	1,000,000円
プロスポーツチーム及び実業団	500,000円

備考

- 1 当該イベントの参加者一人当たりの限度額は、ナショナルチームが100,000円、プロスポーツチーム及び実業団が50,000円とする。